

令和 7 年度答申第 9 号
令和 7 年 6 月 1 1 日

諮問番号 令和 7 年度諮問第 2 号（令和 7 年 4 月 2 1 日諮問）
審 査 庁 特許庁長官
事 件 名 特許料等追納手続却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第 1 事案の概要

本件は、特許法（昭和 3 4 年法律第 1 2 1 号）1 1 2 条 4 項の規定により消滅したものとみなされた特許第 a 号の特許権（以下「本件特許権」という。）の原特許権者である審査請求人 X（以下「審査請求人」という。）が、特許料を追納することができる期間内に特許料及び割増特許料を納付することができなかったことについて正当な理由があると主張して、本件特許権について納付年分を第 4 年分から第 6 年分までとする特許料及び割増特許料を追納する手続（以下「本件追納手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、正当な理由があるとはいえないとして、同法 1 8 条の 2 第 1 項本文の規定に基づき、本件追納手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）特許料の納付

令和3年法律第42号による改正前の特許法（以下「改正前特許法」という。）107条1項は、特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から特許権の存続期間の満了までの各年について、所定の額を納付しなければならない旨規定し、特許法108条2項本文は、改正前特許法107条1項の規定による第4年以後の各年分の特許料は、前年以前（以下「納付期間」という。）に納付しなければならない旨規定する。

（2）特許料の追納及びこれをしない場合の特許権の消滅

特許法112条1項は、特許権者は、納付期間内に特許料を納付することができないときは、納付期間が経過した後であっても、その経過後6月以内（以下「追納期間」という。）にその特許料を追納することができる旨規定し、同条2項本文は、前項の規定により特許料を追納する特許権者は、改正前特許法107条1項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない旨規定する。

そして、特許法112条4項は、特許権者が追納期間内に、納付期間内に納付すべきであった特許料及び同条2項の規定により納付すべき割増特許料（以下特許料と併せて「特許料等」という。）を納付しないときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなす旨規定する。

（3）追納期間経過後の追納及びこれによる特許権の回復

改正前特許法112条の2第1項は、特許法112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料等を納付することができなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料等を追納することができる旨規定する。

そして、特許法112条の2第2項は、前項の規定による特許料等の追納があったときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って存続していたものとみなす旨規定する。

（4）特許料の追納による特許権の回復の手続

令和5年経済産業省令第10号による改正前の特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）（以下「改正前施行規則」という。）69条の2第1項は、改正前特許法112条の2第1項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなった日から2月とすると規定し、特許法施行規則69条の2第2項は、改正前特許法112条の2第1

項の規定により特許料等を追納する場合には、改正前施行規則 69 条の 2 第 1 項に規定する期間内に様式第 70 の 2 により作成した回復理由書を提出しなければならないと規定する。

(5) 不適法な手続の却下

特許法 18 条の 2 第 1 項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする規定し、同条 2 項は、同条 1 項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならないと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成 30 年 7 月 21 日、発明の名称を「A」とする特許出願（特願 b）をし、平成 31 年 2 月 8 日、当該特許出願に係る特許権（本件特許権）の設定の登録がされた。

（特許原簿）

- (2) 審査請求人は、本件特許権の第 4 年分の特許料（以下「本件特許料」という。）をその納付期間（令和 4 年 2 月 8 日が末日となる。以下「本件納付期間」という。）内に納付せず、さらに、その追納期間（同年 8 月 8 日が末日となる。以下「本件追納期間」という。）内にも本件特許料及び割増特許料（以下「本件特許料等」という。）を納付しなかった（以下このことを「本件追納期間徒過」という。）ため、本件特許権は、本件納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

（却下理由通知書（令和 5 年 6 月 9 日付け））

- (3) 審査請求人は、処分庁に対し、令和 5 年 5 月 8 日、本件特許権について納付年分を第 4 年分から第 6 年分までとする特許料納付書（以下「本件納付書」という。）を提出して、本件追納手続をした。

（特許料納付書）

- (4) 処分庁は、令和 5 年 6 月 9 日付けで、審査請求人に対し、本件納付書に係る手続については、権利消滅後の納付であることを理由に、特許法 18 条の 2 第 1 項本文の規定により却下すべきである旨の通知をした。

（却下理由通知書（令和 5 年 6 月 9 日付け））

- (5) 審査請求人は、令和 5 年 6 月 22 日、特許庁長官に対し、本件納付書の「特許料等に関する特記事項」の記載を補充して直ちに回復理由書を提出

する旨の特許法 18 条の 2 第 2 項に規定する弁明書を提出し、同日、特許料納付書（補充）及び消滅したものとみなされた本件特許権に関し、本件追納期間徒過について改正前特許法 112 条の 2 第 1 項に規定する正当な理由があるとして、特許法施行規則 69 条の 2 第 2 項に規定する回復理由書を提出した。

（特許料納付書（補充）、回復理由書、特許法 18 条の 2 第 2 項に規定する弁明書（令和 5 年 6 月 22 日付け））

（6）処分庁は、上記弁明書の内容を検討した上、令和 5 年 10 月 26 日付けで、審査請求人に対し、再度却下理由を通知し、審査請求人は、同年 11 月 16 日付けで、処分庁に対し、再度、特許法 18 条の 2 第 2 項に規定する弁明書を提出した。

（却下理由通知書（令和 5 年 10 月 26 日付け）、特許法 18 条の 2 第 2 項に規定する弁明書（令和 5 年 11 月 16 日付け））

（7）処分庁は、令和 6 年 2 月 29 日付けで、審査請求人に対し、本件追納期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件追納手続は改正前特許法 112 条の 2 第 1 項に規定する要件を満たさないとして、特許法 18 条の 2 第 1 項本文の規定に基づき、本件却下処分をした。

（却下理由通知書（令和 5 年 10 月 26 日付け）、手続却下の処分）

（8）審査請求人は、令和 6 年 5 月 7 日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（9）審査庁は、令和 7 年 4 月 21 日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

（1）本件特許権の原特許権者である審査請求人は個人であるが、本件特許権の期間管理等は、審査請求人が代表取締役を務める会社組織（以下「本件会社」という。）にて行っており、本件特許権に関する管理業務は、B 地の事業拠点にて勤務するスタッフ（以下「本件担当者」という。）に全て委ねていた。その後、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により本件会社の経営状態が悪化し、令和 4 年 1 月 8 日から令和 5 年 5 月 7 日まで本件担当者を自宅待機させざるを得なくなり、C 地にいた審査請求人も B 地の事業拠点に戻るができなくなった結果、本件追納期間徒過が生じ

た。新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けている状況下において、審査請求人が、本件担当者の期間管理状況を全て把握し、当時の居住地（C地）にて個人として手続することは困難であった。

したがって、特許料を追納することができる期間内に本件特許料等を納付することができなかったことについて、改正前特許法112条の2第1項に規定する「正当な理由」がある。

（2）以上から、本件却下処分を取り消すべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 「正当な理由」について

特許法（令和3年法律第42号による改正前のもの。以下「法」という。）（当審査会注：原文ママ。以下第2に限りこの記載に従う。なお、この点については、後記第3の3で付言するところである。）112条の2第1項に規定する「正当な理由」は、法184条の4第4項と同様に、平成23年法律第63号による改正において規定されたものであり、いずれも第三者の監視負担に配慮しつつ実効的な救済を確保できる要件として、特許法条約12条の「Due Care」（相当な注意）基準を採用したものであることを考慮すると、法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるときは、特段の事情のない限り、特許権者（代理人を含む。）として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて追納期間内に特許料等を納付することができなかったときをいうものと解するのが相当である（知的財産高等裁判所平成29年3月7日判決（平成28年（行コ）第10002号））。

そして、相当な注意を尽くしていたか否かを判断するに当たっては、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは考えにくいかどうかも踏まえ、追納期間の徒過が特許権の消滅擬制という極めて重大な結果を生じさせるものであることに照らし、追納期間の徒過を回避するために必要かつ十分な措置が採られたか否かが検討されなければならない。なお、「正当な理由」の存在の主張立証責任は審査請求人にあると解される。

2 本件追納期間徒過における「正当な理由」の有無

（1）審査請求人は、本件特許権に係る期間管理等を本件担当者にすべて委任していたとしても、審査請求人が本件担当者を自宅待機させたのであれば、本件担当者が相当期間出勤できない可能性を踏まえて、本件特許権に係る

本件特許料等の納付期限を正確に把握した上で、本件担当者以外の者（審査請求人を含む。）が代わって期間管理及び納付手続をすることができるように必要な措置を採るべきであったところ、審査請求人がこれらの措置を講じたことはうかがわれず、本件担当者を自宅待機させてから本件追納期間の末日までおよそ7か月の期間があったことも踏まえると、審査請求人において、本件追納期間徒過を回避するための措置が講じられていたとは認められないというべきである。その他、一件記録をみても、本件追納期間徒過が新型コロナウイルス感染症のまん延の影響によるものであると認められる証拠はない。

したがって、本件追納期間徒過について、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは認められず、審査請求人においては、追納期間の徒過による特許権の消滅擬制という極めて重大な結果を回避するために必要かつ十分な措置が採られたとはいえず、相当な注意を尽くしていたということができない。

なお、審査請求人は、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響でB地の事業拠点に戻ることができず、本件担当者の期間管理状況を把握した上で審査請求人が手続をすることは困難であった旨主張するが、上記の措置を講ずることは、審査請求人がB地の事業拠点に戻ることができなくても可能であると考えられるから、審査請求人の主張は上記結論を左右しない。

(2) その他、審査請求人の主張立証を精査しても、本件追納期間徒過について、原特許権者として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて本件追納期間内に本件特許料等を納付することができなかったとは認められず、特段の事情があったということもできない。

(3) 以上によれば、本件追納期間徒過について、法112条の2第1項に規定する「正当な理由」があるということとはできない。したがって、本件追納手続は、本件特許料等に関しては同項に規定する要件を満たしておらず、同項の適用はなく、第5年分及び第6年分に関しては本件特許権の消滅擬制（法112条4項）により客体が存在せず、いずれも不適法な手続であって、その補正をすることができないものであるから、法18条の2第1項本文の規定に基づき、これを却下した本件却下処分は適法である。

3 その他、一件記録を精査しても、本件却下処分の適法性及び妥当性に疑義を差し挟む事情は見当たらない。

4 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年4月21日、審査庁から諮問を受け、同年5月15日及び同年6月5日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年5月7日、主張書面の提出を受け、同月29日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件では、反論書の提出期限（令和6年8月5日）を徒過してから審理手続の終結（令和7年3月19日）まで7か月以上の期間を要している。このような期間を要したことについて、審査庁は、本件固有の特段の事情があるわけではないが、今後は迅速な手続となるよう、計画的な案件の管理に努めるとのことであった。

しかし、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえると、審査庁及び審理員は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

- (2) 上記（1）で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

- (1) 本件却下処分は、本件追納手続が「不適法な手続であつて、その補正をすることができないもの」（特許法18条の2第1項）であること、すなわち、本件追納期間徒過について、改正前特許法112条の2第1項に規定する「正当な理由」が認められなかったことにより、本件特許権が特許法112条4項により消滅したものとみなされる結果、本件追納手続には客体が存在しないとしてされたものである。

そこで、上記「正当な理由」の有無について、以下検討する。

「正当な理由」があるときとは、知的財産高等裁判所平成30年5月14日判決（平成29年（行コ）第10004号）によれば、特段の事情のない限り、原特許権者（その特許料の納付管理又は納付手続を受託した者を含む。）において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、追納期間内に特許料等を納付することができなかった場合をいうものと解するのが相当であると判示されている。

上記判決で示された判断の枠組みは、原特許権者（その特許料の納付管

理又は納付手続を受託した者を含む。)として、追納期間内に特許料等を納付するために相当な注意を尽くす必要があることを前提とし、追納期間内に特許料等を納付することができなかった事情を客観的に明らかにすることを求めているものとして妥当であると考えられるが、期間徒過の救済規定を見直して権利回復要件を緩和する特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号)の施行等、改正前特許法112条の2第1項を巡る昨今の環境変化を踏まえれば、上記判決を柔軟に理解して「正当な理由」の有無を判断することが必要である。上記の客観的な立証が困難である場合には、原特許権者(又はその代理人)の立場や規模、その体制等に照らし、合理的に求められる注意義務を基準として、「正当な理由」の存否を推認するなど、柔軟に対応することが考えられる。

なお、審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員は、上記の相当な注意を尽くしていたか否かを判断するに当たっては、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは考えにくいかどうかも踏まえるべきとしており、この点、特許庁ウェブサイトの「新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における「その責めに帰することができない理由」及び「正当な理由」による救済について」(令和4年2月10日に更新され、令和5年4月7日に更新される前のもの。以下「本件記事」という。)には、「5. 救済の判断」に「手続をすることができなかった手続の期限から、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは考えにくい場合等を除き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旨が記載されている場合は、当面の間、救済を認めることとします。」と記載されていた。

以下、このような枠組みに基づき検討する。

- (2) 本件追納期間徒過について、審査請求人は、上記第1の3のとおり、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響で本件担当者を自宅待機とせざるを得ず、かつ、C地にいた審査請求人自身も期間管理等を行っていたB地の事業拠点に戻れなかったため、審査請求人自身が手続を行うことは困難であったとして、審査請求人と本件担当者が属する会社組織には本件追納期間徒過について「正当な理由」がある旨主張する。

一件記録をみても、審査請求人あるいは本件会社への新型コロナウイルス感染症のまん延の影響の程度や期間等の詳細は不明である。そして、当該影響により、本件会社の経営状況が悪化したとの審査請求人の主張を前

提としても、本件担当者を自宅待機させたのは、本件会社の代表者である審査請求人自身である上、本件担当者が自宅待機となった令和4年1月8日から本件追納期間の末日（令和4年8月8日）まで約7か月もの期間があったことを踏まえれば、審査請求人自身が期間管理を自ら行う、あるいは本件担当者とは別の者に依頼する等の措置を講ずることは十分可能であったといえる。しかしながら、審査請求人が本件追納期間徒過を回避するためにそのような措置を講じたことはうかがわれない。また、審査請求人は、特許権者である自身がB地の事業拠点に戻れず期間管理等を行えなかったとも主張しているが、仮に新型コロナウイルス感染症のまん延の何らかの影響があったとしても、7か月もの長期にわたりC地からB地への移動ができなかったとは考え難く、本件追納期間徒過を避けられなかったことの合理的な説明とはいえない。

上記より、審査請求人においては、本件追納期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしたとも、合理的に求められる注意義務を果たしていたともいえないことは明らかである。

なお、上記のとおり、審査請求人は、各種措置を講じることにより本件追納期間徒過を避けることが可能だったのだから、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けたとは認められず、本件記事による救済の対象にもならない。

したがって、本件追納期間徒過について、改正前特許法112条の2第1項に規定する「正当な理由」があるとはいえない。

- (3) 以上より、本件追納手続には、改正前特許法112条の2第1項の規定の適用はなく、本件特許権が特許法112条4項の規定により本件納付期間の経過のときに遡って消滅したものとみなされる結果、本件追納手続は、存在しない特許権についてされた不適法な手続であって、その補正をすることができないものと認められる。

よって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

- (4) 本件却下処分のお知らせには、注意書きとして「なお、過誤納の登録料(原文ママ)11,100円は、納付した者の請求により返還します。ただし、却下の処分の謄本の送達があった日から6月を経過した後は請求することができません。」と記載されている。

過誤納の特許料の返還については、特許法上、①納付した日から1年を経過した後は請求することができない（特許法111条2項）が、②請求

する者がその責めに帰することができない理由により上記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができるとされている（特許法111条3項）。しかし、本件却下処分のお知らせ（令和6年2月29日付け）の記載をみると、本件却下処分の謄本の送達があった日から6月以内であれば請求することができると解され、過誤納の特許料の返還に係る特許法の関係規定とは異なる取扱いをしている。

これまで当審査会では、特許料の同様の取扱いについて付言等している（令和4年度答申第2号、第43号及び第56号、令和5年度答申第7号及び第72号、令和6年度答申第18号）。令和5年度答申第72号においては、審査庁を通じて処分庁に上記付言等の対応状況を確認し、審査庁からは、特許法18条の2により却下された手続に係る特許料等は、過誤納の手数料等の返還規定（特許法195条11項及び12項）を類推適用し、返還する運用をしており、現行の運用が利用者に広く浸透していることに鑑みると、法改正については、もはや立法事実があるとはいえない旨の回答を得ている。これを踏まえ、同答申においては、処分庁の取扱いは手続者を利する運用であるとはいえ、法律と異なることには変わりがなく、既成事実となっていることがそれを正当化する理由にはならないことを指摘の上、処分庁は現行の取扱いを相当であると考えているようであるから、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある旨言及している。

また、令和6年度答申第18号においては、上記について、審査庁を通じて処分庁に対応状況を確認したところ、従前に慎重な検討を重ねた結果、現行の運用を維持することとしているとの回答を得ている。

しかしながら、過誤納の特許料の返還に係る運用が特許法の関係規定に基づかないものとなっている実態に変わりはないことから、審査庁は、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう、検討する必要がある。

3 付言

上記第2の1のとおり、審理員意見書では、本件諮問事件に適用される法律として「特許法（令和3年法律第42号による改正前のもの。以下「法」という。）」との記載があり、諮問説明書においては、「略語等は、審理員

意見書の例による。」とされていた。この点について、当審査会としては、本件特許料等の追納にかかる特許料等の額及び本件特許権消滅の効果発生の根拠は、令和３年法律第４２号附則１条３号の規定により、それぞれ同法による改正後の特許法１１２条２項及び４項の規定であると判断したため、審査庁に対し、審査庁は本件審査請求の審理において適用されるのは、全て改正前特許法の規定であると解釈しているとの理解でよいか照会したところ、令和７年５月２９日付け主張書面において、特許法１１２条２項及び４項を除き、そのとおりである旨の回答があった。しかしながら、審理員意見書及び諮問説明書の当該記載からは、そのような趣旨であると解することはできないといわざるを得ない。

関係法令等に改正があった場合には、適正な審理を実現するという観点から、その改正前後のどの規定が適用されるかを検討することが必要不可欠であり、審理員意見書には、当該事件に適用される関係法令等の規定を疑義の生じない形で明確に記載することが求められる。審査庁においては、諮問をする際には、審理員意見書及び諮問説明書において、諮問に係る事件に適用される関係法令等の規定を適確に記載するよう留意されたい。

４ まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第３部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	